

◎船舶機関士訓練計画に関する日本国政府とマレイシア政府

との間の協定の有効期間の延長に関する交換公文

(略称)マレイシアとの船舶機関士訓練計画協定の

有効期間延長取極

昭和五十一年十二月二日 クアラ・ランプールで
昭和五十二年十二月二日 効力発生
昭和五十三年一月二十八日 告示
(外務省告示第二六号)

目

次

| | |
|-----------|-----|
| マレイシア側書簡 | ページ |
| 協定の有効期間延長 | 五四五 |
| 日本側書簡 | 五四六 |

(船舶機関士訓練計画に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の有効期間の延長に関する交換公文)

(Malaysian Note)

Kuala Lumpur, December 2, 1977

Sir,

マレインシ
ア側書簡
協定期間延長
(訳文)

書簡をもつて啓上したします。本官は、千九百七十九年十一月三日にクアラ・ランプールで署名された船舶機関士訓練計画に関するマレーシア政府と日本国政府との間の協定（以下「協定」とさう）に關し、協定第十二条の規定に従て、協定の有効期間を千九百八十年六月一日まで延長する旨の両政府の代表者の間で最近到達した合意をマレーシア政府に代わつて確認する光榮を有します。

本官は、貴官が前記の合意を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本官は、以上を申し進めるに際し、なんど貴官に向かひて敬意を表します。

千九百七十七年十一月一日　クアラ・ランプールで

マレーシア文部省教育局長
ダヌウク・バジ・ムラド・ノア・モハメド・ノール

(Signed) Datuk Haji Murad bin Mohamed Noor
Director General of Education,
Ministry of Education,
Malaysia.

マレーシア駐在
日本国大使館參事官 川村知也殿
Mr. Tomoya Kawamura
Counsellor
Embassy of Japan
in Malaysia.

(Japanese Note)

Kuala Lumpur, December 2, 1977

Sir,

I have the honour to acknowledge the receipt of your Note of today's date, which reads as follows:

"(Malaysian Note)"

I have further the honour to confirm, on behalf of the Government of Japan, the agreement set out above.

I avail myself of this opportunity to extend to you the assurance of my high consideration.

(マレーシア側書簡)
本官は、更に、前記の合意を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。
本官は、以上を申し進ぬるに際し、ふたび貴官に向かひて
敬意を表します。

一九七七年十一月一日にクアラ・ランプールで
マレーシア駐在
日本国大使館参事官 川村知也

(Signed) Tomoya Kawamura
Counselor,
Embassy of Japan
in Malaysia.

マレーシア文部省教育局長
ヌー・ウカ・ハジ・ムラド・ムン・ヤハメド・ノール殿
Malaysia.

Datuk Haji Murad bin Mohd. Noor
Director General of Education,
Ministry of Education,
Malaysia.

(参考)

この取極は、一九七三年十二月三日にクアラ・ランプールで署名されたマレイシアとの船舶機関士訓練計画協定（昭和四十八年二国間条約集及び条約集第二二九三号参照）の有効期間を一九八〇年六月二日まで延長することについての日本国政府とマレイシア政府との間の了解を確認したものである。